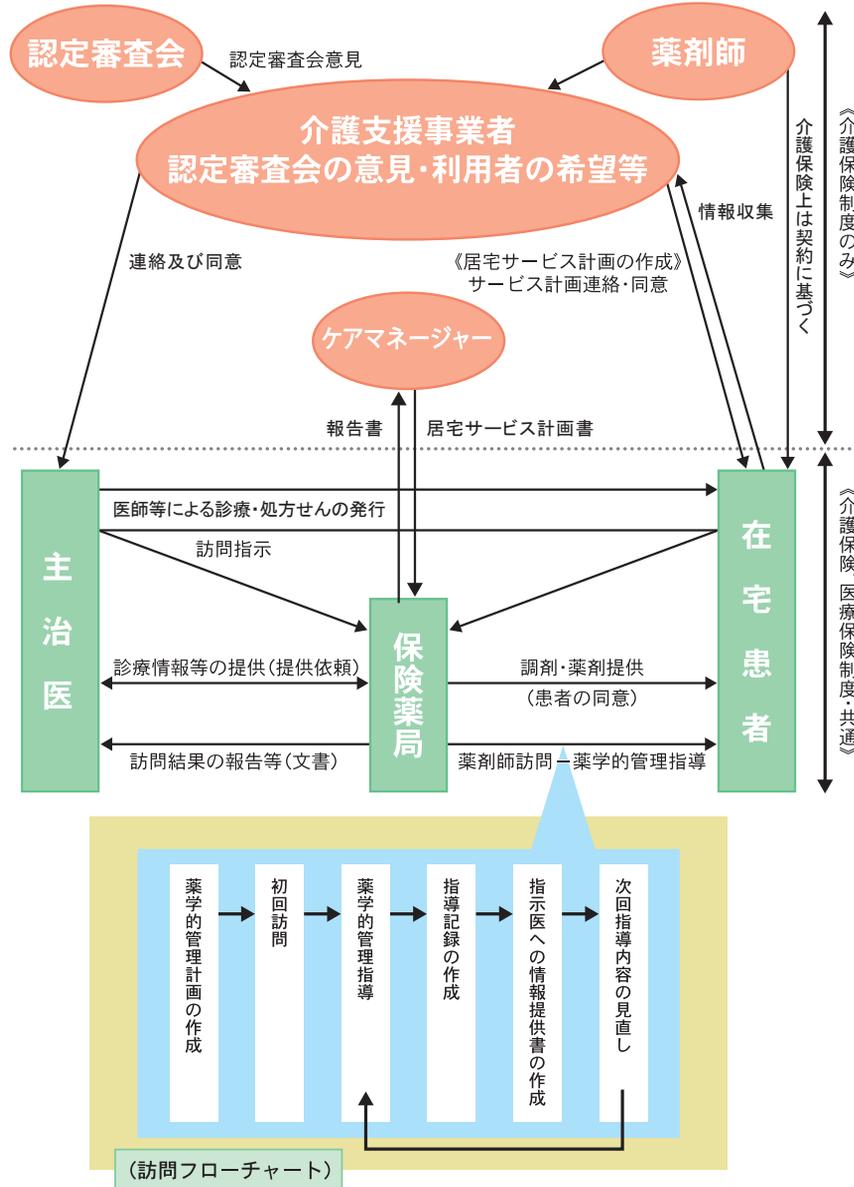


介護保険における居宅療養管理指導及び医療保険における在宅患者訪問薬剤管理指導のシステム



【保険薬局の要件】

- 介護保険上の要件：居宅療養管理指導事業者の指定を受けていること（保険薬局は介護保険法第71条により「みなし指定」されている）
- 医療保険上の要件：在宅患者訪問薬剤管理指導の届出済であること

【薬局薬剤師による居宅療養管理指導業務への係り方】

- ① 医師・歯科医師の指示 → 医師等、患者、介護者から患者情報の収集 → 訪問の連絡及び患者の同意 → 訪問 → 医師等への報告
- ② 患者又は介護者からの依頼 → 医師・歯科医師への連絡及び医師等の了解 → 医師等の指示 → 医師等、患者、介護者からの情報収集 → 訪問 → 医師等への報告